

# 日本学生支援機構 JASSO 災害支援金

## 1. JASSO 災害支援金とは

学生やその生計維持者・留学生のみなさんが住んでいる家が、半分以上壊れたり、床上浸水したりするなどした場合、一日でも早く元の生活に戻り、学業をつづけることができるよう、JASSO では、支援金（10 万円）を支給しています（返す必要はありません）。

この JASSO 災害支援金は、JASSO への尊いご寄附をもとにしています。

## 2. 申込資格

次のすべてに該当する方

(1) 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の方

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ JASSO の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

(2) 自然災害や火災などにより、**学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いたりした方**

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は 1 回とします。

(3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める方

※ 成績不振により留年中の方は除きます。ただし、成績自体に問題はなく、留学等のために同一学年を再履修している方は対象となります。

令和2年度より、学生が居住していなくても申請可能になりました。

## 3. 申請のしかた

日本学生支援機構 HP から申請書を印刷し、添付書類を添えて、**学生支援課窓口**へ提出してください。

日本学生支援機構 HP <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



## 4. 申請期限

**災害がおきた日の次の月から数えて、5 か月以内** ※できるだけ早めに申請してください。

(日本学生支援機構 HP には 6 か月以内と記載がありますが、学内手続きが必要なため、上記期限内に提出してください。)

2020年4月 学務部学生支援課奨学金担当

(一般教育棟 A 棟2階⑥番窓口/平日8:30~17:00)

※鹿田地区・夜間主コースの方は、所属の教務担当でも受付します。